

別紙 3

藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定候補者審査選定委員会の
設置に関する規程

制定 令和 7 年 3 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、藤沢市少年の森再整備の準備、完了及び供用開始に当たり、準備から再整備後までの施設の運営・維持管理を主体となって担う事業者（営利又は非営利を問わず事業活動を行う法人をいい、以下「運営・維持管理等実施予定者」という。）の最適な候補（以下「運営・維持管理等実施予定候補者」という。）の公平かつ適正な選定に資するためにこの市に設置する藤沢市少年の森再整備に係る運営・維持管理等実施予定候補者審査選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 運営・維持管理等実施予定候補者を決定するためにこの市が実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加を検討する事業者に対して示す、運営・維持管理等実施予定者の募集要項その他の資料の内容の審査に関すること。
- (2) 運営・維持管理等実施予定者となることを希望して本プロポーザルへの参加を表明し、企画提案を行った事業者等（以下「プロポーザル参加者」という。）の企画提案の内容の審査に関すること。
- (3) プロポーザル参加者の中から運営・維持管理等実施予定候補者を選定すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員長がプロポーザル参加者の企画提案の内容の審査及び運営・維持管理等実施予定候補者の選定に関して必要があると認めたこと。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員 8 人で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、子ども・若者育成支援事務を所管する部の長をもって充てる。

2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の者で構成する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 市職員

2 前項第1号及び第2号の委員は、市長が委嘱する。この場合において、あらかじめ相手方の意向を確認した上で、委嘱する旨の内容を記載した市長の発する書面の交付を省略することができる。

3 第1項第3号の委員は、次に掲げる者をもって充てる。なお、組織改正等により課等の名称が変更となった場合については、当該事務を所管する課等の長をもって充てる。

(1) 指定管理者制度事務担当主管課等の長

(2) 公共施設再整備及び公民連携事務担当主管課等の長

(3) 御所見地区での市民要望に関する事務担当主管課等の長

(4) 子ども・若者育成支援事務担当主管課等の長

(5) 公園の維持管理事務担当主管課等の長

(任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる委員 委嘱の日から委員会が開催された日の属する翌年度の末日まで

(2) 前条第1項第3号に掲げる委員 この規程の制定の日から委員会が開催された日の属する翌年度の末日まで

(委員の代理)

第7条 第5条第1項第3号に掲げる委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、委員の代理となる者を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前にその旨を口頭で委員長に申し出て、その了

承を得なければならない。

- 2 前項の規定に基づいて委員の代理となる者が会議に出席するときは、当該代理となる者の行為を委員の行為とみなす。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長を含む過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合には、委員長がこれを決する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、子ども青少年部青少年課において行う。

(守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令和7年3月3日から施行する。